

【表紙】

| | |
|----------------------------|------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年3月28日 |
| 【会社名】 | K L a b株式会社 |
| 【英訳名】 | K L a b I n c . |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 真田 哲弥 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5771-1100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 高田 和幸 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5771-1100 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役 高田 和幸 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |

【届出の対象とした募集金額】

(第15回新株予約権)
その他の者に対する割当 2,500,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
304,500,000円

(第16回新株予約権)
その他の者に対する割当 2,500,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
304,500,000円

(第17回新株予約権)
その他の者に対する割当 2,500,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
304,500,000円

(注) 1. 本募集は平成28年3月7日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成28年3月28日に有価証券報告書及び臨時報告書を提出いたしました。それに伴い、平成28年3月7日に提出した有価証券届出書の記載内容のうち、「第三部 参照情報 第1 参照書類」及び「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」を訂正するため、また、上記有価証券届出書の添付書類のうち、「自己株券買付状況」、「平成27年12月期連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)連結計算書類」及び「第16期事業年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)個別計算書類」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

- ・自己株券買付状況
- ・平成27年12月期連結会計年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)連結計算書類
- ・第16期事業年度(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)個別計算書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

平成27年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

平成27年5月13日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第2四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

平成27年8月6日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第3四半期(自平成27年7月1日至平成27年9月30日)

平成27年11月9日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年3月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月31日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年3月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月4日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記6の臨時報告書の訂正報告書)を平成28年3月7日に関東財務局に提出

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

平成28年3月28日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年3月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年3月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年3月7日)現在において変更の必要はないと判断しております。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年3月28日)現在において変更の必要はないと判断しております。

添付書類

「自己株券買付状況」、「平成27年12月期連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)連結計算書類」及び「第16期事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)個別計算書類」を削除しております。